

# 特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成 15 年 4 月 1 日に施行され、15 年が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

平成 29 年度末現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり。

※1 提供するサービスのうちに、小型・軽量の信書便物（長さ 40 cm、幅 30 cm、厚さ 3 cm 以下で、重量 250 g 以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則 3 日以内に送達するサービスを含む事業。

※2 以下のサービスのみを提供する事業。

① 1号役務：長さ・幅・厚さの合計が 73 cm（90cm）を超え、又は重量が 4 kg を超える信書便物を送達するサービス

② 2号役務：差し出された時から 3 時間以内に信書便物を送達するサービス

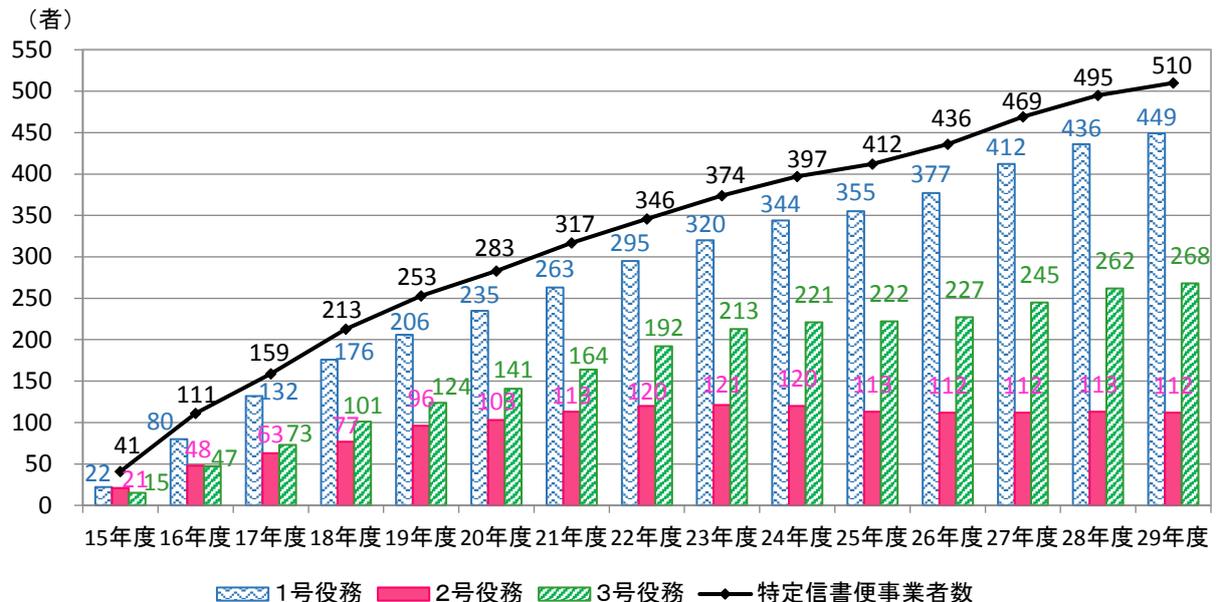
③ 3号役務：料金の額が 800 円（1,000 円）を超える信書便物を送達するサービス

（かっこ内は改正信書便法の施行前（平成 27 年 11 月末まで）の特定信書便役務の範囲）

## 1 特定信書便事業者数の推移

- 平成 29 年度末時点で 510 者が参入している。
- 法律の施行以来 15 年間の平均で 34 者／年の増加となっている。
- 役務別では 1号役務を提供している事業者数が 449 者と最も多く、次いで 3号役務が 268 者、2号役務が 112 者となっている。

図表 1 特定信書便事業者数及び役務別提供事業者数※の推移（年度末）



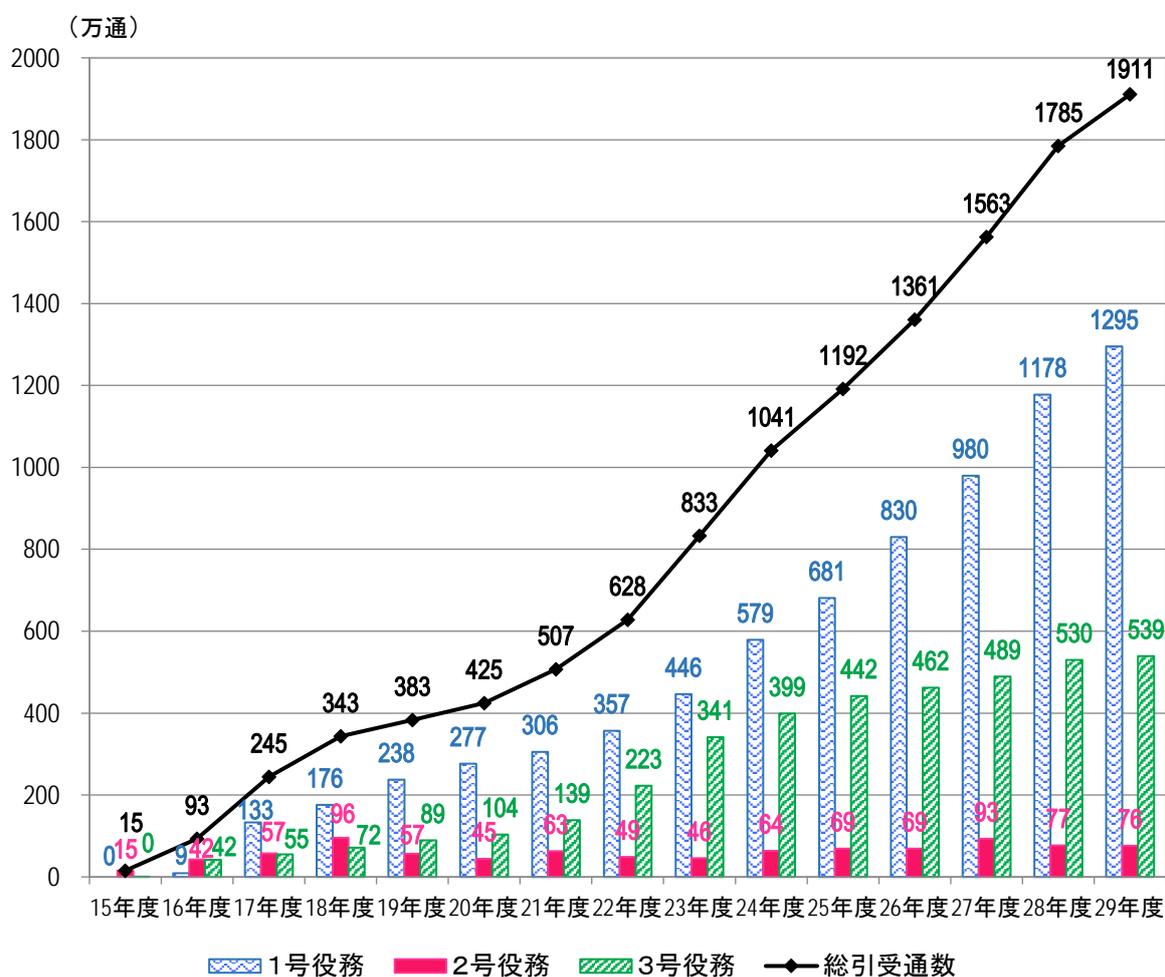
※ 複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。

## 2 特定信書便事業の取扱実績

### (1) 引受通数

- 平成 29 年度の総引受通数は約 1,911 万通で、前年度比 7.1% (126 万通) の増加となっている。
- 平成 29 年度の総引受通数に占める各役務別引受通数の割合は、1号役務が 67.8%と最も高く、次いで3号役務が 28.2%、2号役務が 4.0%となっている。

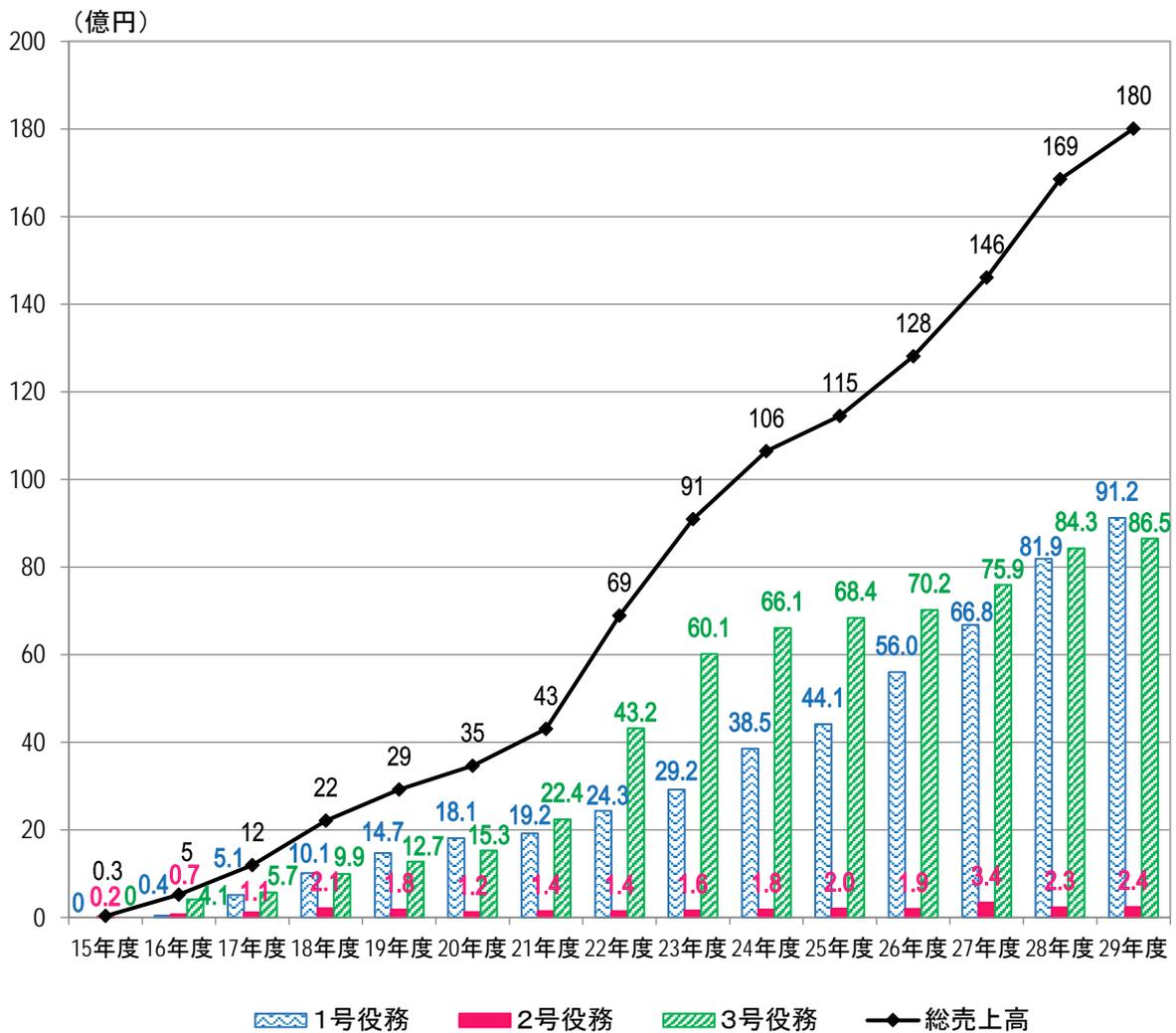
図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移 (年度別)



### (2) 売上高

- 平成 29 年度の売上高総額は約 180 億円で、前年度比 6.5% (約 11 億円) の増加となっている。
- 平成 29 年度の売上高総額に占める各役務別売上高の割合は、1号役務が 50.7%で最も高く、次いで3号役務が 48.1%、2号役務が 1.3%となっている。

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移（年度別）



### (3) 傾向分析

- 特定信書便事業全体では事業者数、引受通数及び売上高とも、法律の施行以来一貫して増加している。
- 1号役務の事業者数、引受通数及び売上高は堅調な伸びを見せており、いずれも3つの役務の中で首位を占める。特に引受通数及び売上高はいずれも5年前の2倍超に増加している。
- 2号役務は事業者数、引受通数及び売上高ともに横ばいが続いている。
- 3号役務の事業者数、引受通数及び売上高は数年来微増にとどまっており、売上高については9年ぶりに1号役務に首位を譲った。
- ニーズの獲得が見込まれる1号役務に、より多くの事業者が参入し、それに応じて引受通数と売上高が増加する傾向が見られる。

### 3 特定信書便事業者の事業概況

#### (1) 特定信書便事業者が他に行う主たる事業

○ 特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が384者と大多数を占め、次いで警備業30者、障害者福祉事業17者の順となっている。

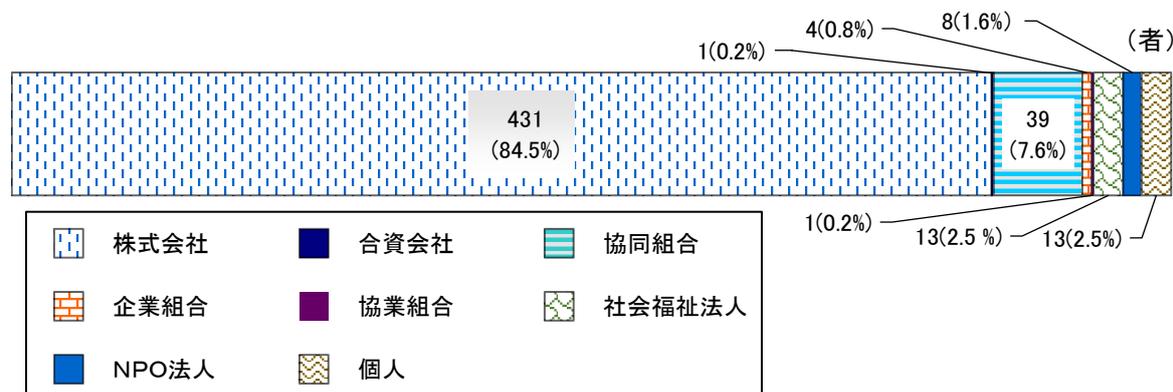
図表 3-1 主要業種別の特定信書便事業者数（平成29年度末）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	384	印刷業	2
警備業	30	鉄鋼業	1
障害者福祉事業	17	信書送達業	1
ビルメンテナンス業	14	建設業（造園工事）	1
電気通信サービス業	6	港湾運送業	1
旅客運送業	6	労働者派遣業	1
廃棄物処理業	5	その他卸売・小売業	6
情報サービス業	3	その他サービス業	29
不動産業	3	計	510

#### (2) 特定信書便事業者の経営形態

○ 特定信書便事業者の経営形態を見ると、会社形態（株式会社及び合資会社）が432者で、全体の84.7%を占める。会社形態以外の法人では、協同組合が39者（7.6%）、社会福祉法人が13者（2.5%）、NPO法人が8者（1.6%）等となっている。また、個人でも13者（2.5%）が参入している。

図表 3-2-1 経営形態別の特定信書便事業者数及び割合（平成29年度末）



- 会社形態の特定信書便事業者を資本規模別に見ると、86.6%（374 者）が 1 億円未満であり、中でも 1 千万円以上 1 億円未満の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の 70.8%（306 者）を占めている。

図表 3-2-2 資本規模別の特定信書便事業者数及び割合（平成 29 年度末）

(者)

資本金	～1 千万円 未満	～1 億円 未満	～10 億円 未満	10 億円 以上	合計
会社数 (割合)	68 (15.7%)	306 (70.8%)	45 (10.4%)	13 (3.0%)	432

### (3) 地域別参入状況

- 特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、高知県を除くすべての都道府県において事業参入が行われている。

図表 3-3 本社所在地別の特定信書便事業者数（平成 29 年度末）

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数
北海道	18	長野	7	岡山	8
青森	3	富山	6	広島	14
岩手	2	石川	6	山口	3
宮城	4	福井	6	徳島	1
秋田	4	岐阜	9	香川	4
山形	2	静岡	13	愛媛	7
福島	4	愛知	30	高知	0
茨城	4	三重	9	福岡	26
栃木	2	滋賀	3	佐賀	14
群馬	5	京都	9	長崎	9
埼玉	13	大阪	53	熊本	7
千葉	5	兵庫	15	大分	4
東京	111	奈良	3	宮崎	3
神奈川	29	和歌山	2	鹿児島	8
山梨	1	鳥取	2	沖縄	10
新潟	5	島根	7	全国	510

# 信書便事業の概要

## 1 信書便法の目的

信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。

※ 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

## 2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業 提供する役務のうち一般信書便役務を含む事業

(2) 特定信書便事業 特定信書便役務のみを提供する事業

### 「一般信書便役務」

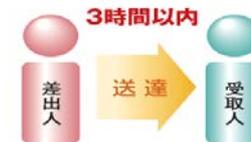
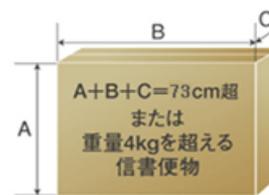
規定の大きさ及び重量以下の信書便物を全国において引受け、差出日から原則3日以内に送達するもの



### 「特定信書便役務」

次のいずれかに該当するもの

- ①大型信書便サービス ②急送サービス ③高付加価値サービス  
(例: 本庁・支庁間の巡回便) (例: バイク便等の急送便) (例: 配達記録、電報類似型)



800円を超える料金

## 3 参入状況(平成30年3月末現在)

### <類型別>

	一般信書便事業	特定信書便事業
参入事業者数	0	510

※複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

### <サービス種類別>

① 大型信書便サービス	449
② 急送サービス	112
③ 高付加価値サービス	268